平成２４年（フ）第７７号
石川県加賀市山中温泉加美谷台２丁目26番地
破産者　竹越　俊介
1　決定年月日　平成25年２月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２４年（フ）第１１７号
静岡県富士市富士見台１丁目10番地の１、開始決定時の住所静岡県富士市厚原1922番地の１
破産者　中川　四男
1　決定年月日　平成25年２月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第２０６号
静岡県浜松市北区三ヶ日町大崎818番地
破産者　二橋　重幸
1　決定年月日　平成25年２月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第２０７号
静岡県浜松市北区三ヶ日町大崎818番地
破産者　二橋　弘子
1　決定年月日　平成25年２月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１９号
兵庫県丹波市柏原町柏原2984番地１　県営住宅柏原南多田鉄筋団地５―103号
破産者　藤原美佐子
1　決定年月日　平成25年２月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２４年（フ）第５５号
香川県高松市扇町３丁目４番11号、申立時の住所香川県高松市高松町272番地６
破産者　大浜　吉光
1　決定年月日　平成25年２月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第２７２号
愛媛県松山市北斎院町668番地９、開始決定時の住所愛媛県松山市下伊台町1201番地39
破産者　伊藤　文一
1　決定年月日　平成25年２月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１４０号
高知市塩屋崎町２丁目10番20号
破産者　下田　寅子
1　決定年月日　平成25年２月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２９号
愛媛県今治市伯方町有津甲827番地10　ＮＴＴ有津第一社宅203号、前住所愛媛県今治市伊方甲2321しまなみ造船瀬戸山寮216、前々住所愛媛県今治市伯方町木浦甲1358番地１
破産者　土居　弘政
1　決定年月日　平成25年３月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第６１４６号
大阪市西区新町３丁目10番２号
破産者　廣安興業株式会社
1　破産債権の届出期間　平成25年３月28日まで
2　一般調査期日　平成25年５月23日午後３時30分
平成25年２月28日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２４７号
三重県津市久居中町134番地の43
破産者　有限会社境建築工房
1　破産債権の届出期間　平成25年４月１日まで
2　一般調査期日　平成25年５月10日午前10時30分
平成25年２月28日　津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第６５０号
兵庫県芦屋市竹園町４番17号
破産者　中村幸次郎
1　破産債権の届出期間　平成25年４月１日まで
2　一般調査期日　平成25年５月17日午後１時30分
平成25年２月28日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第３５号
熊本県八代市郡築六番町12番地２
破産者　髙浪　優治
1　破産債権の届出期間　平成25年４月１日まで
2　一般調査期日　平成25年５月20日午後１時30分
平成25年３月１日　熊本地方裁判所八代支部

平成２４年（フ）第５５８号
兵庫県尼崎市西難波町１丁目29番５号ハイデンス西難波Ⅱ201号、開始決定時の住所兵庫県尼崎市崇徳院３丁目10番地の31
破産者　松田　勇
1　破産債権の届出期間　平成25年４月４日まで
2　一般調査期日　平成25年５月24日午前10時
平成25年２月28日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２０９４号
大阪市住吉区山之内１丁目６番４号　ハイネスアビコ301号、前住所大阪市天王寺区東高津町３番30号ヴィラ東高津504号
破産者　中内　修
1　破産債権の届出期間　平成25年４月５日まで
2　一般調査期日　平成25年５月23日午前11時
平成25年３月１日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８６５号
大阪府藤井寺市沢田３丁目10番18号
破産者　匠設備こと　大西　隆
1　破産債権の届出期間　平成25年４月26日まで
2　一般調査期日　平成25年６月３日午前10時30分
平成25年２月28日
大阪地方裁判所堺支部破産係

債権者集会招集

平成２２年（フ）第２３２８号
大阪府貝塚市堤207番地
破産者　長見千恵美
1　期日　平成25年４月16日午後３時
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成25年２月28日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算開始

平成２５年（ヒ）第８号
札幌市中央区北一条西26丁目５番１―305号
清算株式会社　大舘ホールディングス株式会社
代表清算人　神戸　俊昭
1　決定年月日　平成25年２月27日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（ヒ）第１号
釧路市大楽毛11番地44
清算株式会社　株式会社山ツ九十三商店
代表清算人　干場　孝
1　決定年月日　平成25年２月27日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
釧路地方裁判所